

デイサービスDASCモデル事業

～デイサービス用マニュアル～

1 DASC 調査（1回目）

対象：以下の条件をすべて満たす利用者

- ① 山市の介護保険被保険者
- ② 認知症の診断をうけていない利用者
- ③ 「「デイサービス改善インセンティブ事業調査」実施に関する承諾書」がある利用者

期間：平成29年8月

場所：デイサービス事業所

調査様式：調査票①（事前に人数分をコピーしてください）

2 DASC 調査（1回目）の結果を利用者へ通知

ア) DASC の点数が31点以上の場合・・・認知症の疑いあり

- ・調査票①の結果を参考に利用者に認知症の疑いがあることを説明し、調査票②（あらかじめ利用者名、被保険者番号を記載しておく）を渡し、主治医又は近くの在宅医を受診してはどうか勧める。（受診については、別途受診料がかかることは特に説明しておく（診断の結果、健康・正常であっても受診料はかかる））

イ) DASC の点数が31点未満の場合・・・認知症の疑いなし

- ・調査票①を後日、岡山市に送付（「3～」参照）

3 主治医又は在宅医での受診結果のフィードバック及び岡山市への報告

平成29年9月30日までに回答のあった調査票②と、調査票①をまとめて、岡山市に送付してください。

- ・「2 ア)」の対象者の場合、
 - i) 調査票②を利用者から受け取り、内容をケアマネに共有する。（必要に応じてサービスの変更）
 - ii) 調査票①及び調査票②をホッチキスでとめ、岡山市へ送付。
- ・「2 イ)」の対象者の場合
調査票①のみ岡山市へ送付。（調査票②は必要なし）

今回お願いする部分

4 DASC 調査（2回目）

対象：DASC 調査1回目を受けた全ての利用者のみ

期間：平成29年12月

場所：デイサービス事業所

調査様式：調査票①（事前に人数分をコピーしてください）

5 DASC 調査（2回目）の結果を岡山市へ送付

- ・調査票①岡山市へ送付
- ・2回目の調査では、31点以上であっても、受診勧奨を実施する必要は必ずしもありません（1回目調査のように調査票②を利用者に渡すことはしない）